

山吹区規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、山吹区（以下「区」という。）の秩序を維持し円滑なる運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(区 民)

第 2 条 この規程において定める区民とは、区内に居住し、区の権利義務を有する者をいう。

(組織する地区)

第 3 条 区は、次に掲げる地区をもって組織する。

山吹上、山吹中、下平、駒場、上平、竜口、新田

(区の事務所)

第 4 条 区は、事務所を設け管理運営する。

第 2 章 組 織

(役 員)

第 5 条 区の適正なる運営を図るため次の役員を置く。

区 長	1 名	監 査 員	3 名
副 区 長	1 名	区 会 議 員	14 名
会 計	1 名	業 務 委 員	7 名
業務委員長	1 名	事 務 局	若干名

第 3 章 役員を選出及び任期

(選出方法)

第 6 条 区の役員を選出方法は、次に定めるところによる。

2 役員に適正なる選出を図るため推せん委員会を置く。推せん委員の定数は 18 名とし、それぞれの地区単位及び戸数の比例により選出する。推せん委員の任期は 2 年とし 2 月 25 日までとする。

山吹上 3、山吹中 2、下平 2、駒場 2、上平 3、竜口 3、新田 3

3 推せん委員会において定める役員は次のとおりとする。

区長、副区長、会計、業務委員長及び監査員とする。

4 区会議員は、各地区の地区長及び副地区長をもってこれにあてる。

5 業務委員は、各地区から 1 名選出するものとする。